

第37問【解答例】

第1欄

【登記の事由】

株式の分割
発行可能株式総数の変更
吸収合併による変更
取締役及び代表取締役の変更

【登記すべき事項】

平成30年12月31日変更
発行済株式の総数 2000株

同日変更
発行可能株式総数 8000株

平成31年1月1日変更
発行済株式の総数 2210株
資本金の額 金5億円

平成31年1月1日東京都品川区丙町1番地ムーン株式会社を合併

平成30年12月20日代表取締役たる取締役A死亡

平成30年12月25日次の者就任
さいたま市浦和区戊町1番地
代表取締役B

平成31年1月1日取締役H就任

【登録免許税額】

金21万円

【添付書面の名称及び通数】

吸収合併契約書 1通

株主総会議事録 2通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 2通

吸収合併消滅会社の登記事項証明書 1通

公告及び催告をしたことを証する書面 4通

異議を述べた債権者はいない

資本金の額の計上に関する証明書 1通

登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書 1通

取締役会議事録 2通

死亡を証する書面 1通

取締役Hの就任承諾書 1通

代表取締役Bの就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する。

印鑑証明書 2通

本人確認証明書 1通

委任状 1通

第2欄

【株主の氏名又は名称】

スター株式会社につき、A、B、C

ムーン株式会社につき、H、I

第3欄

【登記の事由】

取締役，代表取締役，監査役及び会計監査人の変更
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止
会計監査人設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

平成31年3月5日取締役F辞任

平成31年3月28日次の者退任

取締役B

代表取締役B

監査役P

同日次の者就任

取締役J

取締役K

千葉市中央区乙町1番地

代表取締役K

監査役Q

会計監査人R監査法人

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

同日会計監査人設置会社の定め設定

【登録免許税額】

金6万円

【添付書面の名称及び通数】

定款 1通

株主総会議事録 1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通

取締役会議事録 1通

取締役Jの就任承諾書 1通

取締役Kの就任承諾書 1通

代表取締役Kの就任承諾書については取締役会議事録の記載を援用する。

印鑑証明書 4通

監査役Qの就任承諾書 1通

会計監査人R監査法人の就任承諾書 1通

辞任届 1通

委任状 1通

第4欄

【理由】

- ・会計監査人設置会社の定め設定及び会計監査人の選任
平成31年1月1日吸収合併により資本金の額が金5億円となったスター株式会社は、平成31年3月28日開催の定時株主総会において計算書類の承認を受けることによって、大会社となり、会計監査人の設置義務が生じるため。
- ・監査役^Qの監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め^の廃止。
会計監査人設置会社においては、監査役^Qの監査の範囲を会計に関するものに限定することはできないため。